

# 体育施設使用料

(単位:円)

区 分		使用料金				
		午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	照明 (1時間当たり)	
北部体育館	アリーナ	全面使用する場合	4,800	6,000	6,000	全点灯 1,800
		床面2分の1を使用する場合	2,400	3,000	3,000	1/2点灯 900
		床面3分の1を使用する場合	1,600	2,000	2,000	1/3点灯 600
		床面4分の1を使用する場合	1,200	1,500	1,500	1/4点灯 450
		床面6分の1を使用する場合	800	1,000	1,000	1/6点灯 300
	柔剣道場	2面使用する場合	1,200	1,600	1,600	400
		1面使用する場合	600	800	800	200
		トレーニングルーム	1回につき			200
		会議室				1,000
		視聴覚室				500
		放送設備				500
		スコアボード				300
	シャワー室	100				
北部野球場	野球場	2,100				3,100
	放送設備	1回につき			500	
	スコアボード				500	
陸上競技場	専用利用	2,100	3,100	3,100	2,000	
	個人利用	1人1回	100			
	定期利用	一般	1年間			1,000
		大学生				800
		高校生				500
中学生		300				

(単位:円)

施 設 名	使用料金		
	午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)
一ノ宮体育館	400	500	600
一ノ宮運動場			
野球場(1面)	800	1,000	1,000
夜間照明料	3時間まで 6,000		
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明使用料(1面)	3時間まで 300		
桐漕テニスコート			
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明料	3時間まで 300		
東市民運動場			
ソフトボール(1面)	800	1,000	
和合運動場			
野球場(1面)	800	1,000	
テニスコート(1面)	200	300	
市民弓道場			
専用利用	1,000	1,100	2,100
個人使用	50	50	100
定期使用	1年間 2,100		
妙義総合運動公園運動場	800	1,000	
妙義運動場(サッカー場)			
妙義総合体育館			
アリーナ(全面)	2,000	3,000	3,000
照明料	500	500	500
アリーナ(1/2面)	1,000	1,500	1,500
照明料	250	250	250
柔剣道場	500	750	750
ナイター照明施設			
富中ナイター	6,000		
丹生小ナイター			
妙義中ナイター	4,000		
市民プール	大人 100、大学・高校 60、中学生以下 40		

※ 照明使用料については、1時間を基準とする。1時間未満の使用時間は、1時間とみなします。

入場料(会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず、入場者が支払う対価をいいます)を徴収する場合又は営利宣伝の目的と認められる行事については、この表に定められる使用料の額の10倍の相当額とします。